

社会福祉法人 八起会
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日 までの間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

有給休暇取得率を70%以上とする。

<対策>

- 2020年4月～ 休暇と仕事の関係性の意識教育
施設長会議を通じての全職員の有給休暇取得状況の共有
事業所毎の業務内容を見直し、効率化に向けての計画を策定
有給休暇取得促進のアナウンスを経営者や管理職が定期的に実施
- 2022年4月～ 職員の有給休暇を促す休暇制度の導入

目標 2

子どもの出生時に父親が取得できる休暇と男性の育児休業取得を促進するための
休暇制度の導入。

<対策>

- 2020年4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 2022年度～ 制度の導入、施設長会議および事務連絡による職員への周知
管理職からの制度の案内と取得の奨励

社会福祉法人 八起会
女性活躍推進法に基づく行動計画

男女全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日 までの間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性労働者の割合を30%以上にする。

<取組内容と実施期間>

2020年4月～ 経営トップによるメッセージの発信

役職者研修におけるキャリア意識の醸成

職場と家庭の両立において、男女がともに貢献できる職場風土づくりに

向けた意識啓発

2021年4月～ 次期管理職候補者研修での候補者の見直し

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

有給休暇取得率を70%以上とする。

<対策>

2020年4月～ 休暇と仕事の関係性の意識教育

施設長会議を通じての全職員の有給休暇取得状況の共有

事業所毎の業務内容を見直し、効率化に向けての計画を策定

有給休暇取得促進のアナウンスを経営者や管理職が定期的に実施

2022年4月～ 職員の有給休暇を促す休暇制度の導入